

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項
【提出先】 東海財務局長
【提出日】 平成20年7月30日
【事業年度】 第21期（自平成18年5月1日至平成19年4月30日）
【会社名】 株式会社 トーシン
【英訳名】 TOSHIN CORPORATION
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 石田 信文
【本店の所在の場所】 名古屋市中区栄3丁目4番21号
【電話番号】 052-262-1122（代表）
【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 柵 木 哲 朗
【最寄りの連絡場所】 名古屋市中区栄3丁目4番21号
【電話番号】 052-262-1122（代表）
【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 柵 木 哲 朗
【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年7月30日に提出いたしました第21期（自平成18年5月1日至平成19年4月30日）有価証券報告書の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

2 沿革

第2 事業の状況

5 経営上の重要な契約等

(1) 販売代理店契約

(3) 事業譲受契約

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

注記事項

(ストック・オプション等関係)

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

2 【沿革】

(訂正前)

略

平成14年7月 JITTERS(ジェットリス)と日本国内での独占販売契約を締結。

平成14年11月 タリーズコーヒージャパン(株)とのフランチャイズ契約に基づく店舗を閉店。

JITTERS(ジェットリス)との日本国内での独占販売権をジェットリスジャパン(有)に譲渡。

略

(訂正後)

略

平成14年11月 タリーズコーヒージャパン(株)とのフランチャイズ契約に基づく店舗を閉店。

略

第2 【事業の状況】

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 販売代理店契約

(訂正前)

契約会社名	相手方の名称	契約内容	契約期間
株式会社 トーシン (当社)	ソフトバンクモバイル株式会社 (旧ボーダフォン東日本株式会社)	ソフトバンクモバイル(株)(旧ボーダフォン東日本(株))が提供する携帯電話サービスの取次等に関する業務委託契約及び付属品の売買基本契約	自 平成12年10月1日 至 平成13年3月末日 以降1年毎の自動更新
株式会社 トーシン (当社)	ソフトバンクモバイル株式会社 (旧ボーダフォン株式会社)	ソフトバンクモバイル(株)(旧ボーダフォン(株))が提供する携帯電話サービスの取次等に関する業務委託契約及び付属品の売買基本契約	自 平成12年10月1日 至 平成13年3月31日 以降1年毎の自動更新
株式会社 トーシン (当社)	KDDI株式会社	KDDI(株)が提供する携帯電話サービス契約の取次等に関する業務委託契約及び付属品の売買基本契約	自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日 以降1年毎の自動更新

(訂正後)

契約会社名	相手方の名称	契約内容	契約期間
株式会社 トーシン (当社)	ソフトバンクモバイル株式会社 (旧ボーダフォン株式会社)	ソフトバンクモバイル(株)(旧ボーダフォン(株))が提供する携帯電話サービスの取次等に関する業務委託契約及び付属品の売買基本契約	自 平成14年11月1日 至 平成15年3月31日 以降1年毎の自動更新
株式会社 トーシン (当社)	KDDI株式会社	KDDI(株)が提供する携帯電話サービス契約の取次等に関する業務委託契約及び付属品の売買基本契約	自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日 以降1年毎の自動更新

(3) 事業譲受契約

(訂正前)

当社100%子会社であるトーシンリゾート株式会社は、平成19年11月17日開催の当社の取締役会において事業譲受の承認を受け、伊勢高原リゾート株式会社と同社が運営する伊勢高原カントリークラブの事業を譲受する契約を平成19年2月28日に締結しております。

略

(訂正後)

当社100%子会社であるトーシンリゾート株式会社は、平成18年11月17日開催の当社の取締役会において事業譲受の承認を受け、伊勢高原リゾート株式会社と同社が運営する伊勢高原カントリークラブの事業を譲受する契約を平成19年2月28日に締結しております。

略

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(8) 略

(9) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

(10) 株主総会の特別決議要件

略

(訂正後)

(8) 略

(9) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮できるように、取締役及び監査役の会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議により法令の定める限度においてその責任を免除することができる旨を定款に定めております。

(10) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。又、取締役の選任決議は累

積投票によらない旨も定款に定めております。

(11) 株主総会の特別決議要件

略

第5 【経理の状況】

1 【連結財務諸表等】

注記事項

(ストック・オプション等関係)

(訂正前)

当連結会計年度(自平成18年5月1日至平成19年4月30日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	略	略
対象勤務期間	平成16年8月13日 ～平成18年7月31日	平成17年8月17日 ～平成19年8月1日(注)2

(注)略

(訂正後)

当連結会計年度(自平成18年5月1日至平成19年4月30日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	略	略
対象勤務期間	平成16年8月13日 ～平成18年7月31日	平成17年8月17日 ～平成19年7月31日(注)2

(注)略